

平成29年7月1日付 組織改編に関するお知らせ

平成29年7月1日

平成29年6月14日に開催された第15回原子力規制委員会において、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正案が決定されました。

本改正は、本年4月12日に公布された原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）を踏まえ、放射性同位元素の規制強化等に対応することを目的としたものです。原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正が本年7月1日より施行されることに伴い、以下の通り原子力規制庁の組織が変更となります。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「RI法」という。）の施行に関する事務の担当部署の名称は以下の通り変更となります。

【本年6月30日迄】

・長官官房 放射線防護グループ 放射線対策・保障措置課 放射線規制室

【本年7月1日以降】

・長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

- (2) 事故・トラブル等や火災、地震時の連絡先の名称は以下の通り変更となります。

【本年6月30日迄】

・長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室

【本年7月1日以降】

・長官官房 総務課 事故対処室

※(1)(2)とも、電話番号・FAX番号・E-mailアドレスは変更ありません。

なお、RIセキュリティ及び線源登録システムに係る問い合わせは、別の電話番号が新たに設定されます(03-5114-2260)ので、こちらに御連絡ください。

※本組織改編に伴うRI法に基づく放射線障害予防規程の変更は不要です。

以 上